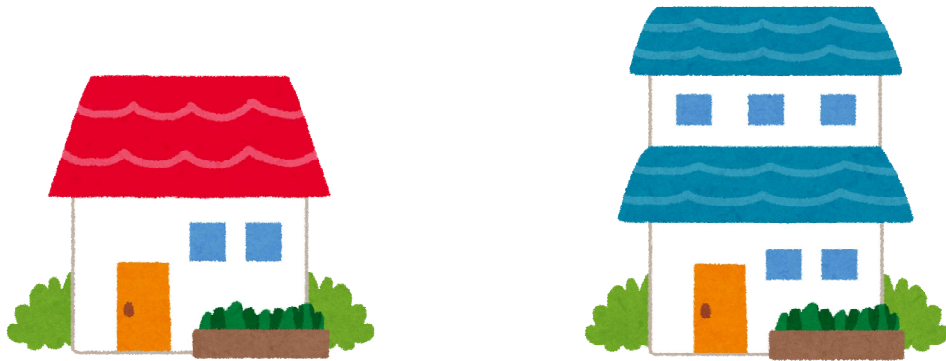


耐震診断を実施した方へ

# 令和5年（2023年）度 「木造建築物等地震対策促進事業」

診断の結果、耐震性が不足していた場合は、なるべく早く耐震化することをおすすめします。



宮 崎 市

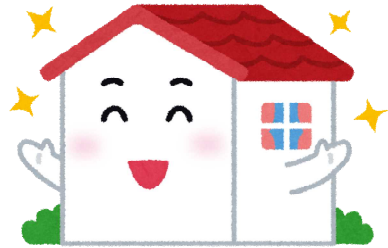
都市整備部 建築行政課 安全推進係  
TEL：0985-21-1813

補助事業の説明はパンフレット内に記載してありますのでご覧ください。より詳しい説明は、宮崎市ホームページに掲載しております。「[木造住宅の耐震化を支援します](#)」とご検索ください。

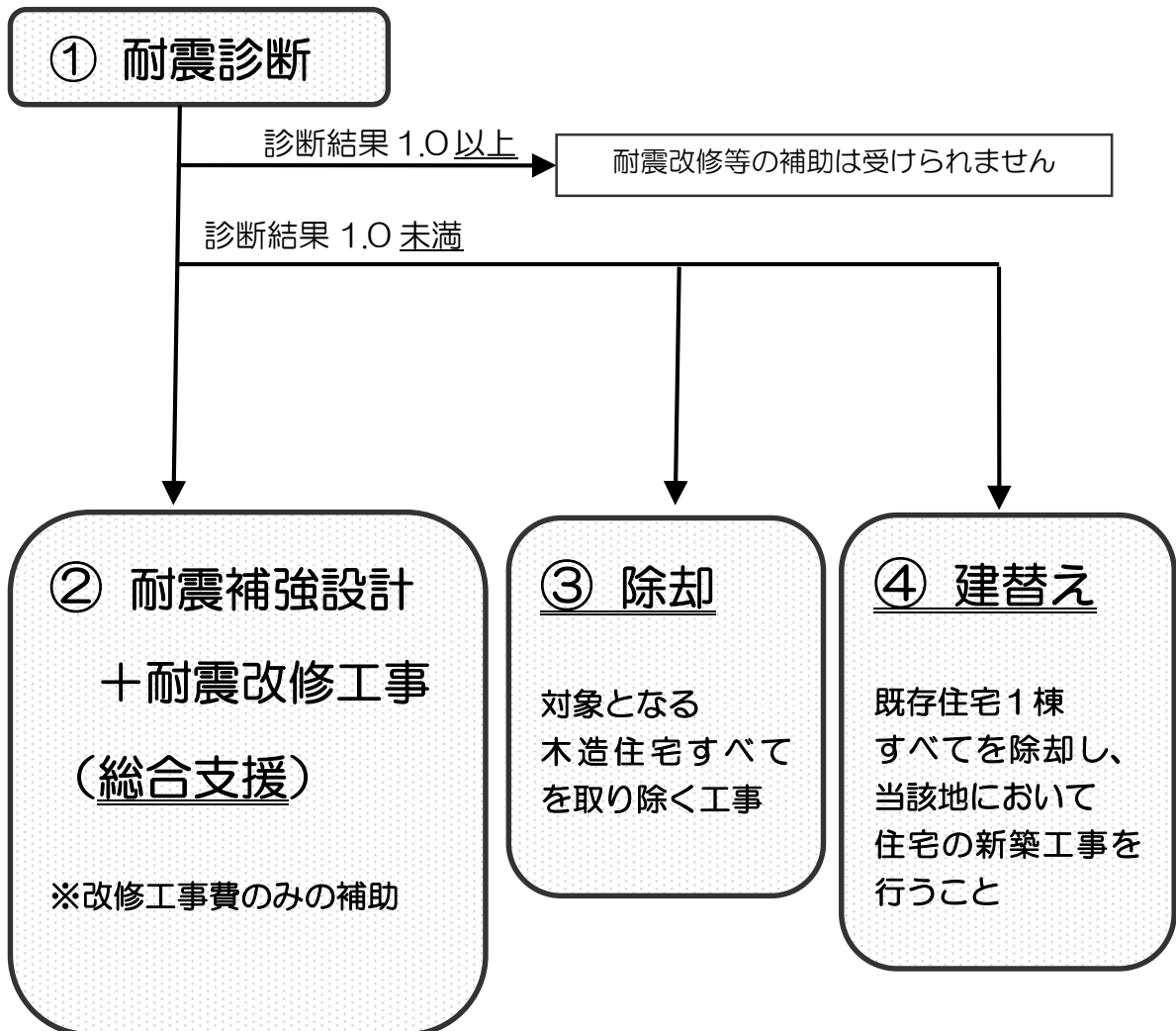
## 補助事業の目的

阪神・淡路大震災の建物被害調査では、建物の倒壊、半壊の被害が昭和56年以前に建築された建物に集中しています。

このため昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者が実施する耐震化費用の一部を補助し、木造住宅の耐震性を向上させることにより、災害に強いまちづくりを推進します。



## 耐震診断から耐震化への流れ



## 事前相談について

- ◎ 期 間 : 年間通して随時相談可能。
- ◎ 場 所 : 建築行政課（第二庁舎 8 階）窓口  
8:30~17:15（12:00~13:00 を除く。）の間に直接ご来庁ください。
- ◎ 持参するもの : ①診断結果の写し

## 補助制度の概要

### 1. 補助件数・申請期間（先着順）

	申込期間	募集予定件数
総合支援 （耐震改修）	令和5年5月22日 ~ 令和5年9月29日	45 件程度
除却		5 件程度
建替え		1 件程度

※定員に達していないか事前にご確認ください。

### 2. 対象となる住宅

- ◎昭和 56 年5月31 日以前に着工された2階建て以下の戸建木造住宅及び併用住宅。  
（延床面積の 1/2 以上が住宅の用途であるもの）。
- ◎原則として、「建築基準関係規定」に適合していること。  
※違反が発覚した場合は、対象外となる場合があります。
- ◎宮崎県木造耐震診断士として県に登録された建築士が耐震診断を行った診断結果の評点が 1.0 未満の木造住宅。
- ◎既に工事に着手し、又は完了している住宅を除く。

### 3. 補助対象者

#### 【共通】

- ◎対象となる住宅の所有者、管理者又は占有者。
- ◎過去に同様の補助を受けていないこと。
- ◎市税を滞納していないこと。
- ◎暴力団員、暴力団関係者でないこと。
- ◎所得制限はありません。

【除却】

◎対象となる住宅に居住しており、事業完了後、事業完了後速やかに耐震性が確保された建築物に居住する者。

【建替え】

◎対象となる住宅に居住しており、事業完了後、当該地において新築された住宅に居住する者。

## 4. 補助額等

◎下記いずれか小さい方の金額を補助額の上限とします。

補助の区分	補助率	上限額
総合支援 (耐震補強設計+耐震改修工事)	耐震改修工事費の4/5	100万円※1
除却	除却工事費の23%	34.4万円
建替	建替工事費の23%	38万円

※1 耐震補強設計費用及び消費税の負担が必要です。

※補助対象工事以外（リフォーム工事等）の費用は、補助対象に含みませんのでご注意ください。

## 5. 対象となる耐震補強設計及び耐震改修工事等

◎耐震補強設計は、耐震診断結果の評点が1.0以上になるように宮崎県木造住宅耐震診断士が耐震改修計画を計画したもので、その耐震性能の向上を（財）日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」に即して確認した設計とすること。

◎耐震改修は、耐震診断結果の評点が1.0以上になるように耐震診断士が作成した耐震改修計画を基に実施すること。

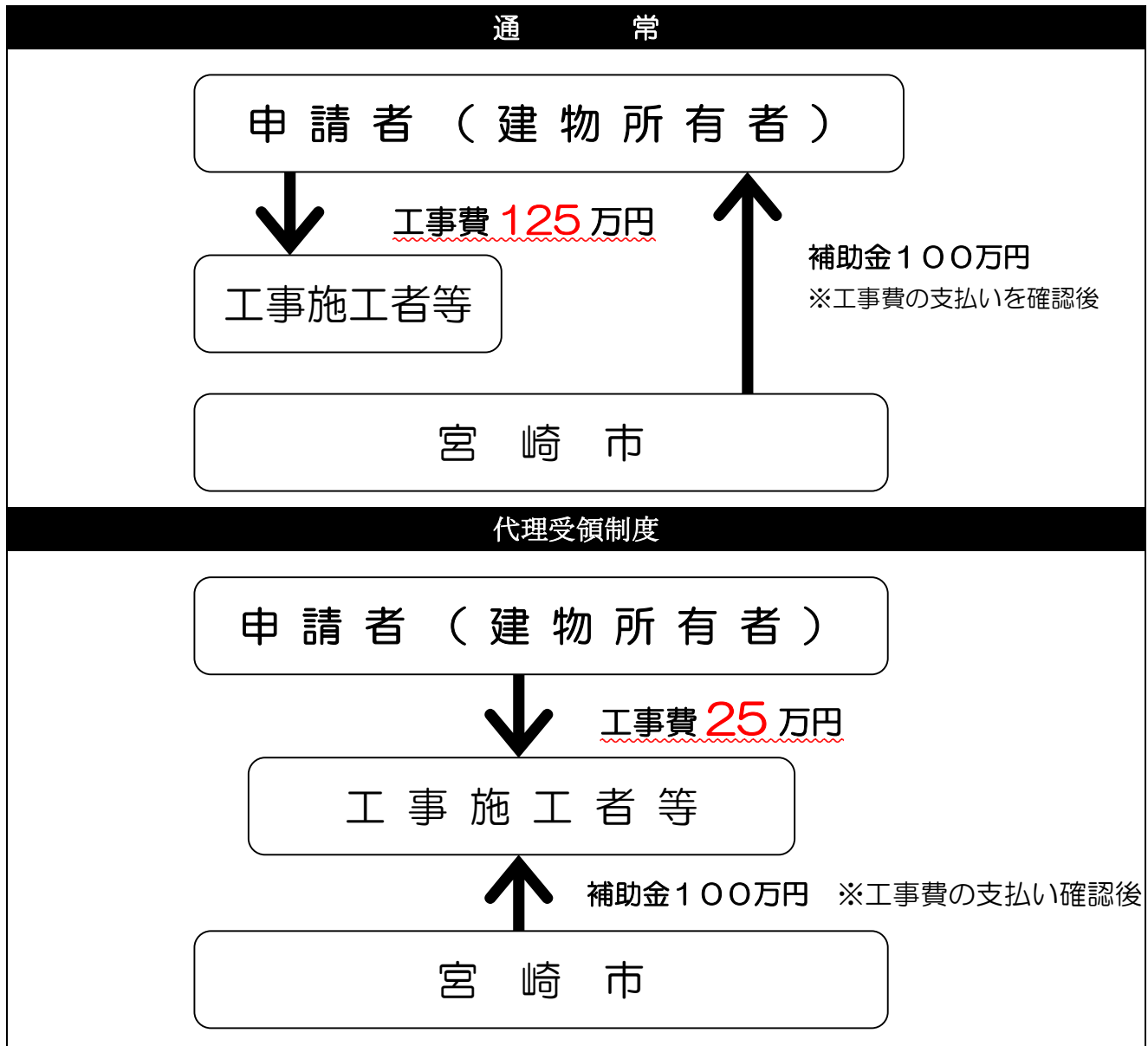
◎工事監理者は、耐震診断士及び耐震診断士と同等の知識を有するものとする。

## 代理受領のご案内

◎耐震化に取り組みやすくなるよう、令和元年度から代理受領制度を導入しました。

通常は、申請者が費用の全額を自己負担後に申請者へ補助金を交付します。

代理受領を選択した場合は、施工業者等に補助金を交付し、差額のみ自己負担となるため、一時的な費用負担を軽減できます。



※消費税等相当額については申請者負担となりますのでご注意ください。